

令和2年 第3回 臨時会

# 白鷹町議会議録

令和2年5月1日 開会  
令和2年5月1日 閉会

白 鷹 町 議 会

白鷹町告示第42号

令和2年第3回白鷹町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年4月24日

白鷹町長 佐藤 誠 七

記

1. 期 日 令和2年5月1日(金) 午前11時 開議

2. 場 所 白鷹町役場 議場

3. 付議事件

- 1) 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 2) 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 3) 令和元年度白鷹町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認について
- 4) 令和2年度白鷹町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について
- 5) 白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 6) 令和2年度白鷹町一般会計補正予算(第2号)について
- 7) 令和2年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

令和2年第3回白鷹町議会臨時会 第1日

議事日程

令和2年5月1日（金）午前11時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議第31号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について  
日程第 4 議第32号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について  
日程第 5 議第33号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について  
日程第 6 議第34号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について  
日程第 7 議第35号 白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 8 議第36号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について  
日程第 9 議第37号 令和2年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○出席議員（12名）

- |     |      |    |     |      |    |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 1番  | 今野正明 | 議員 | 2番  | 金田悟  | 議員 |
| 3番  | 横山和浩 | 議員 | 4番  | 竹田雅彦 | 議員 |
| 5番  | 丸川雅春 | 議員 | 6番  | 笹原俊一 | 議員 |
| 7番  | 小口尚司 | 議員 | 8番  | 奥山勝吉 | 議員 |
| 9番  | 山田仁  | 議員 | 10番 | 菅原隆男 | 議員 |
| 11番 | 関千鶴子 | 議員 | 12番 | 遠藤幸一 | 議員 |

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 佐藤誠七

副 町 長	横 澤 浩
教 育 長	沼 澤 政 幸
総 務 課 長	樋 口 浩
企 画 政 策 課 長	菅 間 直 浩
税 務 出 納 課 長	高 橋 浩 之
町 民 課 長	衣 袋 則 子
健 康 福 祉 課 長	長 岡 聡
商 工 観 光 課 長	齋 藤 重 雄
農 林 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 木 健 一
建 設 水 道 課 長	鈴 木 克 仁
病 院 事 務 局 長	渡 部 町 子
教 育 次 長	田 宮 修
監 査 委 員	竹 田 謙 一

○職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 志
補 佐	芳 賀 和 則
書 記	菅 原 美 樹

-----  
【開議の宣告】

○議長（今野正明） ご参集まことにご苦労様です。

これより、令和2年第3回白鷹町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

-----  
【議事日程の報告】

○議長（今野正明） 議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----  
【会議録署名議員の指名】

○議長（今野正明） 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

5番 丸川雅春君

6番 笹原俊一君

の両名を指名いたします。

-----  
【会期の決定】

○議長（今野正明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、本日開催の議会運営委員会に諮問したところ、5月1日本日1日が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

-----  
【議第31号の上程、説明、質疑、討論、採決】

○議長（今野正明） 日程第3、議第31号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました、議第31号 白鷹町町税条例等の一部を

改正する条例の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部改正等に伴い、たばこ税の課税免除の適用にあたって必要な手続きを簡素化することを定めるなど所要の整備を行うため、本条例を令和2年3月31日付で専決処分したので承認を求めるものであります。

なお、内容につきましては税務出納課長より説明いたさせますのでよろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明いたします。

議案書を1枚おめくりください。

専第2号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例。

議案書を3枚めくり、一部改正要旨をお開きください。要点のみをご説明いたします。

今回の改正は、地方税法の一部改正等に伴い、たばこ税の課税免除の適用にあたって必要な手続きを簡素化することを定める等、所要の整備を図るものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第1条白鷹町町税条例の一部改正。

第86条第2項、たばこ税の課税免除、新、課税免除の適用にあたって必要な手続きを簡素化することを定めるもの。

次のページをお開きください。

附則第5条第1項、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、改、特例の適用年度を3年延長するもの。

附則第7条の2第2項、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、改、わがまち特例による固定資産税及び都市計画税の特例期間満了に伴い、規定を削除するもの。

附則第7条の2第6項と附則第7条の2第9項において、新、わがまち特例による固定資産税及び都市計画税の特例区分の変更に伴い、規定を整理し定めるもの。

附則第14条の2第1項第2項、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、改、特例の適用年度を3年延長するもの。

次のページをお開きください。

附則。

第1条、施行期日、令和2年4月1日から施行するもの。

第2条第1項、以下経過措置に規定したものでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第31号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

-----  
**【議第32号の上程、説明、質疑、討論、採決】**  
-----

○議長（今野正明） 日程第4、議第32号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました、議第32号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置の拡充など所要の整備を行うため、本条例を令和2年3月31日付で専決処分したので承認を求めるものであります。

なお、内容につきましては税務出納課長より説明いたさせますのでよろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明いたします。

議案書を1枚おめくりください。

専第3号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

議案書を1枚めくり、一部改正要旨をお開きください。

今回の改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額を引き上げるとともに、5割軽減措置、2割軽減措置の拡充を行うため、所要の整備を図るものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第3条、課税額、改、基礎課税額に係る限度額を61万円から63万円に引き上げ、介護

納付金課税額に係る限度額を16万円から17万円に引き上げるもの。

第9条、国民健康保険税の減額、改、軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を51万円から52万円に引き上げるもの。

附則第1項、施行期日、この条例は、令和2年4月1日から施行するもの。

附則第2項、適用区分、改正後の規定は、令和2年度以後の年度分について適用し、令和元年度分までについては、なお従前の例によることとするもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第32号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### 【議題33号の上程、説明、質疑、討論、採決】

○議長（今野正明） 日程第5、議第33号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第33号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、3月31日付けで行いました専決処分について承認を求めるものであります。

主な内容といたしましては、除排雪経費や国の補正予算事業の採択となった担い手確保・経営強化支援事業をはじめとする国・県補助事業及び起債事業等の調整を行ったものであります。また、将来の財政需要等に備え、財政調整基金への積み立てに対応した



ものであります。

財源調整といたしましては、国・県支出金、地方債及び繰越金等で対処したものであります。その他、繰越明許費及び債務負担行為につきまして、実績等に基づく補正を行ったものであります。

以上の結果、歳入、歳出それぞれ1億257万3,000円を減額し、歳入、歳出それぞれ93億6,624万円となったものであります。

なお、内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧くださいと思います。

専第1号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）。

令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億257万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億6,624万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1票 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加および変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

予算説明書の3ページをご覧くださいと思います。

款、項、目、補正額、計、主な説明を申し上げます。

2歳入。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、44万円の減額、156万円。行政財産使用料でございます。

6目教育使用料、450万円の減額、482万4,000円。スキー場使用料でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、372万3,000円の減額、427万7,000円。公共土木施設災害復旧費負担金でございます。

2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、4,779万5,000円の減額、5,040万6,000円、

社会資本整備総合交付金、家賃対策調整補助金でございます。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、2,506万円9,000円の減額、2億7,988万2,000円。担い手確保・経営強化支援事業の減額でございます。

5目商工費県補助金、150万円の減額、12万4,000円。移住支援事業費補助金の減額でございます。

6目土木費県補助金、472万2,000円の減額、1,170万1,000円。住宅リフォーム総合補助金、422万2,000円の減額、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金、50万円の減額でございます。

8目災害復旧費県補助金、1,228万2,000円の減額、2,586万8,000円。農地農業用施設災害復旧事業、1,185万9,000円の減額、林業用施設災害復旧事業、42万3,000円の減額。

17款寄付金、1項寄付金、2目ふるさと応援寄付金、2,000万円、8,000万円。

4目民生費寄付金、200万円、1,900万円。社会福祉費寄付金でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、8目公共施設整備基金繰入金、1,600万円の減額、3億1,500万円。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、5,415万8,000円、6億4,838万6,000円。一般財源充当でございます。

21款町債、1項町債、1目総務債、710万円、8億550万円。過疎対策事業債等の調整でございます。

2目民生債、890万円の減額、2億3,820万円。社会福祉債、高齢者福祉債の過疎対策事業債の調整でございます。

3目衛生債、90万円の減額、650万円。こちらも過疎対策事業債の減額でございます。

5目商工債、1,580万円の減額、1億7,400万円。こちらも過疎対策事業債の調整でございます。

6目土木債、3,130万円の減額、4,100万円。過疎対策事業債等の調整をさせていただきました。

8目教育債、230万円の減額、1億2,560万円。こちらも過疎対策事業債の減額でございます。

9目災害復旧債、1,060万円の減額、2,930万円。災害復旧事業債の調整をさせていただきました。

3歳出。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、167万2,000円の減額、1億1,291万2,000円。議会中継システム更新業務の調整でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、財源更正でございます。

5目財産管理費、100万円、6,513万7,000円。光熱水費の追加でございます。

8目財政調整基金費、1億円、1億5,933万4,000円。元金積立でございます。

15目地区コミュニティセンター費、財源更正でございます。

16目まちづくり複合施設費、722万2,000円の減額、10億3,043万円。まちづくり複合施設の整備工事費でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、200万円、2億1,623万1,000円。福祉振興基金への元金積立でございます。

2目心身障害者福祉費、組み替えでございます。

3目高齢者福祉費、財源更正でございます。

4目福祉医療費、562万3,000円の減額、9,698万8,000円。しらたか元気っ子事業の調整でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、60万円の減額、2億2,996万8,000円。白鷹っ子養育事業の調整でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目母子保健事業費、84万円の減額、1,769万5,000円。ニコニコマタニティライフ応援事業の減額でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、2,506万9,000円の減額、3,444万3,000円。担い手確保・経営強化支援事業補助金（R1国補正分）の減額でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、財源更正でございます。

3目観光費、270万円の減額、1億2,112万4,000円。事業の調整でございます。

5目地域産業活性化対策費、2,192万2,000円の減額、2億6,575万4,000円。地域交流広場事業等の調整でございます。

7目ふるさと応援費、2,000万円、1億332万7,000円。ふるさと応援基金積立金でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、1億549万4,000円の減額、1億6,151万円。除雪委託料の減額、町道長寿命化工事の調整でございます。

3目道路新設改良費、315万1,000円の減額、3,279万円。工事請負費等の調整でございます。

4目橋梁維持費、465万6,000円の減額、5,381万6,000円。設計並びに工事費の調整でございます。

5項住宅管理費、1目住宅管理費、1,760万2,000円の減額、3,342万2,000円。すまいる住まい！若者定住サポート事業補助金等の調整でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、29万7,000円の減額、1億1,756万4,000円。

3目スクールバス運行管理等費、94万2,000円の減額、5,741万9,000円。通学費補助金の調整でございます。

4項社会教育費、6目図書館費、107万5,000円の減額、2,288万円。図書館システム構築業務委託料の調整でございます。

5項保健体育費、2目保健体育施設費、280万円の減額、6,689万5,000円。

3目学校給食共同調理場費、149万2,000円の減額、9,252万5,000円。設計業務委託料、工事費、備品費等の調整でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧事業費、1,426万9,000円の減額、3,971万9,000円。工事費の減額であります。

2目林業災害復旧事業費、191万円の減額、1,134万6,000円。こちらも工事費の減額でございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路河川災害復旧事業費、623万7,000円の減額、3,628万9,000円。工事請負費の減額でございます。

予算書の4ページにお戻りいただきます。

第2表 繰越明許費補正。

追加でございます。

2款総務費、1項総務管理費、まちづくり複合施設整備事業、400万円。

続いて変更でございます。

款、事業名、補正後の金額を申し上げます。

6款農林水産業費、担い手確保・経営強化支援事業、2,506万9,000円減額しまして、897万8,000円。

11款災害復旧費、農地豪雨災害復旧事業、10万9,000円を減額しまして、2,289万1,000円となるものでございます。

第3表 債務負担行為補正。

廃止でございます。

白鷹町商工業近代化資金債務保証、以下3件につきまして廃止を行うものでございます。

第4表 地方債補正。

変更でございます。起債の目的、変更後の限度額をはじめに申し上げます。

災害復旧事業、1,060万円を減額いたしまして1,390万円。

公共施設等適正管理推進事業、2,410万円を追加いたしまして2億8,370万円。

過疎対策事業、7,620万円減額しまして10億4,680万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第33号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

-----【議題34号の上程、説明、質疑、討論、採決】-----

○議長（今野正明） 日程第6、議第34号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第34号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、4月1日付けで行いました専決処分について承認を求めるものであります。

内容といたしましては、今後見込まれる新型コロナウイルス感染症対策等に備え、予備費の追加を行ったものであります。

財源といたしましては、繰越金で対処したものであります。また、債務負担行為につきましても新たに設定を行ったものであります。

以上の結果、歳入、歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入、歳出それぞれ76億1,000万円となったものであります。

なお、内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

補正予算書1ページをご覧ください。

専第4号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）。

令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億1,000万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1票 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

予算説明書の3ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額、計、主なものについてご説明いたします。

2歳入。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、3,000万円、2億8,000万円。一般財源として充当するものでございます。

3歳出。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、3,000万円、4,000万円。予備費として対応いたします。

予算書の4ページにお戻りいただきます。

第2表 債務負担行為補正。

追加でございます。事項、期間、限度額の順に申し上げます。

白鷹町地域経済変動対策利子補給、令和2年度から令和7年度、1,100万円。山形県地域経済変動対策利子補給、令和2年度から令和12年度、4,620万円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第34号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

【議第35号の上程、説明、質疑、討論、採決】

○議長（今野正明） 日程第7、議第35号 白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました、議第35号 白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給について、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、内容につきましては町民課長より説明いたさせますのでよろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 町民課長、衣袋則子さん。

○町民課長（衣袋則子） ご説明申し上げます。

議第35号 白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明申し上げます。

議案書を1枚おめくりください。

白鷹町国民健康保険条例の一部改正要旨。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大抑制のため、給与等の支払いを受けている被保険者が感染または感染が疑われることにより、労務に服することができなくなった場合に、特例として傷病手当金を支給するため、必要な規定を追加するものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第6条、一部負担金、第9条第1項、保険事業、いずれも改、引用条項を整理するもの。

附則第5項、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金、新、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合により労務に服することができないときに、傷病手当金を支給できる旨を定めるもの。

附則第6項、新、傷病手当金の支給額を定めるもの。

附則第7項、新、傷病手当金の支給期間を定めるもの。

附則第8項、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給

与等の調整、新、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等が労務に服することができなくなった場合、給与等の支給を受けることができる期間は傷病手当金を支給しないこととするもの。ただし、支給を受けることができる給与等の額が傷病手当金の額より少ない場合は、その差額を支給することを定めるもの。

附則第9項、新、前項の支給を受けることができるはずであった給与等の全部または一部が受けられなかった場合で、実際に支払いを受けた給与等の額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、差額を支給するもの。

附則第10項、新、前項により支給した額を当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収するもの。

附則、この条例は、公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第35号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### .....【議題36号の上程、説明、質疑、討論、採決】.....

○議長（今野正明） 日程第8、議第36号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第36号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、緊急教育支援事業をはじめ、国の補正予算事業である特別定額給付金給付事業など新型コロナウイルス感染症対策に関連する支援事業、さらには緊急自然災害防止対策事業について所要の措置を講ずるものであります。また、町内の緊急



経済対策として機動的な対応を行うため、予備費の追加計上を行うものであります。

対応する財源といたしましては、国庫支出金、地方債及び繰越金で対処するものであります。

以上の結果、歳入、歳出それぞれ14億3,364万2,000円を追加し、歳入、歳出それぞれ90億4,364万2,000円とするものであります。

なお、内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） 補正予算書1ページをご覧くださいと思います。

議第36号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）。

令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億3,364万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4,364万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1票 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

補正予算説明書の3ページをご覧ください。

款、項、目、補正額、計、主なものについて説明申し上げます。

2歳入。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、13億6,028万7,000円、13億8,277万6,000円。特別定額給付金給付事業費補助金と事務費でございます。

2目民生費国庫補助金、1,735万5,000円、5,362万3,000円。子育て世代の臨時特別給付金給付事業補助金と事務費補助金でございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、3,600万円、3億1,600万円。

21款町債、1項町債、1目災害復旧債、2,000万円、3,100万円。緊急自然災害防止対策事業債（道路防災）でございます。

3歳出。

2款総務費、1項総務管理費、17目特別定額給付金給付事業費、13億6,028万7,000円、13億6,028万7,000円。事務費及び給付金を計上するものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、1,735万5,000円、2億3,749万2,000円。事務費並びに特別給付金を計上するものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1,450万円、1億5,009万2,000円。緊急教育支援事業補助金、給食費の分でございます。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路河川災害復旧事業費、2,150万円、4,103万2,000円。測量設計委託料、工事費等を計上したものでございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、2,000万円、6,000万円。予備費の計上をさせていただきますのでございます。

予算書の4ページにお戻りください。

第2表 地方債補正。

変更でございます。

起債の目的、緊急自然災害防止対策事業、2,000万円を追加しまして限度額を3,100万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第36号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 【議題37号の上程、説明、質疑、討論、採決】

○議長（今野正明） 日程第9、議第37号 令和2年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第37号 令和2年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国民健康保険被保険

者への傷病手当金の支給に関し、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、県支出金で対応するものであります。

以上の結果、歳入、歳出それぞれ100万円を追加し、歳入、歳出それぞれ15億2,884万6,000円となるものであります。

なお、内容につきましては、町民課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 町民課長、衣袋則子さん。

○町民課長（衣袋則子） ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

議第37号 令和2年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,884万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1票 歳入歳出予算補正」による。

補正予算説明書の3ページをお開きください。

2歳入。

款、項、目、補正額、計及び概要を申し上げます。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、100万円、11億3,187万2,000円。内容でございますが、特別調整交付金（市町村分）でございます。

3歳出。

2款保険給付費、6項傷病諸費、1目傷病手当金。100万円、100万円。傷病手当金でございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第37号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

-----  
【閉会の宣告】  
-----

○議長（今野正明） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

これをもって、第3回白鷹町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会

<午前11時48分>